

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和四十年達示第二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中又をルとし、リの次に次のように加える。  
又、セカンドオピニオン相談料 一回につき 三一、五〇〇円  
附則  
この規程は、平成十七年九月一日から施行する。